

指定確認検査機関票

この標識は、指定確認検査機関としての指定の主要な内容と、業務の内容を表示しています。

指定の番号	島根県知事 第1号
指定の有効期間	令和6年12月1日から令和11年11月30日まで
機関の名称	一般財団法人 島根県建築住宅センター
主たる事務所の住所 及び電話番号	松江市東本町二丁目60番地 電話番号 0852-26-4577
代表者氏名	理事長 佐伯 和夫
業務区域	島根県の全域
指定の区分	建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令（平成11年建設省令第13号）第15条第1号、第2号、第9号、第10号、第13号及び第14号に掲げる区分
取り扱う建築物等	1. 床面積の合計が500㎡以内の建築物 2. エレベーター及びエスカレーター （上記1の建築物の計画に含まれるもの又は工事中の上記1の建築物に設置されるものに限る。） 3. 工作物 （上記1の建築物と同時期に同一敷地内に築造されるものに限る。）
実施する業務の態様	建築確認、中間検査、完了検査